長崎県島原市の「企業版ふるさと納税」の

お申込手続きについて

寄附の申込書類及び申込方法について

寄附のお申込みに際しましては、以下の書類に必要事項を記入いただき、ご提出をお願いいたします。

□長崎県島原市の企業版ふるさと納税のお申込みに係る「確認シート」

□寄附申込書

《お問合せ先》

島原市 商工観光部 商工振興課

ふるさと納税班（企業版ふるさと納税担当）

TEL ： 0957-62-8112（直通）

e-mail ： shoko@city.shimabara.lg.jp

※「確認シート」は、事務手続の開始にあたり事前に確認させていただくものです。

※「寄附申込書」は、記入日・会社名・代表者名・寄附額等を記入の上、代表者印（丸印）を押印して

ください。

寄附申込書を送付いただいた後の手続きについて

１．寄附申込書を受領後、下記方法により寄附金の納付をお願いいたします。

① 納付書による納付

「企業版ふるさと納税に係る寄附事務手続前シート」に記載いただいた納付時期のおよそ２週間前に、納付書（ゆうちょ銀行用）をお送りしますので、ゆうちょ銀行窓口にて寄附金の納付をお願いいたします。

　　※振込手数料は、貴社負担となります。

② 指定口座への振込

「企業版ふるさと納税に係る寄附事務手続前シート」に記載いただいた納付時期のおよそ２週間前に、振込口座の案内文書をお送りしますので、指定口座への寄附金の納付をお願いいたします。（振込手数料につきましては、ご負担ください）

※専用の用紙を送付しますので、振込手数料はかかりません。

※なお、上記方法により寄附金の納付が難しい場合は、個別にご相談をお願いします。

２．寄附金の納付が確認できましたら、島原市から寄附金の受領証を送付いたします。

受領証は税の申告の際に必要書類となります。再発行はできませんので大切に保管してください。

《お問合せ先》

島原市 商工観光部 商工振興課

ふるさと納税班（企業版ふるさと納税担当）

TEL ： 0957-62-8112（直通）

e-mail ： shoko@city.shimabara.lg.jp